

令和5年度むつ市小口零細企業特別保証制度要綱（タイプⅢ）

令和5年3月24日制定

1. 目的 信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。
なお、本制度は国の「小口零細企業保証制度」に準じ、むつ市が特に実施するものである。
2. 保証対象 むつ市に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)～(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。
 - (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なうもの（(2)に掲げるものを除く。）
 - (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
 - (3) 事業協同小組合にあつて、特定事業を行なうものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
 - (4) 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 - (5) 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 - (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記(1)～(5)に掲げるものを除く。）
3. 取扱金融機関 青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関
4. 貸付総額 保証総額はむつ市中小企業小口資金特別保証制度の総額の範囲とする。
5. 実施期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日
6. 裏付資金 むつ市は、この制度の円滑な運営のため関係各金融機関に預託する。
7. 保証条件
 - (1) 資金用途 事業資金とする。
 - (2) 貸付金額 保証限度額は2,000万円とする。
但し、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。
 - (3) 貸付期間 10年以内で関係機関と協会が協議のうえ決定する。ただし、必要に応じて、1年以内の据置期間を設けることができる。
 - (4) 貸付利率 2.1%以内（固定）
 - (5) 貸付形式 証書貸付、手形貸付及び手形割引とする。但し、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。
 - (6) 償還方法 一括払い又は割賦償還
 - (7) 保証料率
 - ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。
ただし、次のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用する。
 - ・ 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であつて貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ・ 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - ・ 同一の事業を営む複数の者であつて金融機関からの借入れに係る連帯債務を負担するもの

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (年率、%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
割引適用	1. 責任共有保証料率が適用される保証(一括支払契約保証制度を除く)において、会計参与設置会社は0.1%割引する。 2. 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。 但し、保証料補給がある場合は補給割合にかかわらず担保割引は適用しない。								

イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定するセーフティネット保証1~8号に該当する場合は年0.95%とするなど特例保証等に該当する場合は青森県信用保証協会所定の保証料率を適用する。(割引適用は1.に該当する場合のみ)

(8) 保証料

むつ市が当該年度の予算の範囲内において、保証料の70%を補給する。

(9) 保証人及び担保(特別小口保険を利用する場合は不要)

ア 保証人

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

イ 担保

原則として無担保とする。

8. 受付場所 取扱金融機関、むつ商工会議所、むつ市川内町商工会、大畑町商工会、青森県信用保証協会

9. 期中管理

(1) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

(3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

(4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

10. その他

(1) この要綱において、「関係機関」とはむつ市、むつ商工会議所、むつ市川内町商工会、大畑町商工会、取扱金融機関をいう。

(2) 特別小口保険を利用する場合は所定の納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用する場合は中小企業信用保険法に規定する市町村長の認定書を、それぞれ添付すること。

(3) この制度の略称を「**零**」とする。

(4) この要綱に定めのない事項については関係機関と協会が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。